

## ドイツ大学改革の課題

### —ヨーロッパの高等教育改革との関連において—

木 戸 裕

- ① 欧州連合（EU）の拡大に見られるように、今や「ひとつのヨーロッパ」に向かってヨーロッパ全体が大きく動いている。ヨーロッパ内外の大学間の流動性を高め、大学同士の競争を通して高等教育の質を維持・向上させること、学生や市民の意識の覚醒を通して大学全体の活性化を広くヨーロッパレベルにおいて達成することが、ヨーロッパの高等教育改革のもっとも中心的な課題となっている。
- ② ドイツの大学の特色として、(i)大学入学資格をもつ者に開かれている、(ii)国家試験等に合格することが卒業を意味している、(iii)大学教授となるためには、その資格を国家試験により取得しなければならない、(iv)州立大学が中心で授業料は徴収されない、(v)基本的に大学間に格差はない、といった点が言われてきた。
- ③ こうした特色をもつドイツの大学が、1980年代に始まる世界的な大学改革の潮流と、それを背景としたボローニャ・プロセスと呼ばれるヨーロッパの高等教育改革の取り組みの中でかつてない変貌をとげている。
- ④ その変化を具体的に見ると次のようになる。(i)「入学制限」が行われている専攻分野で、学生の選抜にあたり当該大学が関与する割合が高くなった。(ii)学士、修士、博士という3段階の高等教育の構造が導入された。(iii)ジュニア・プロフェッサーの制度が新設された。(iv)長期在学者を中心に一定額の授業料が徴収されるようになった。(v)教育面に重点を置いた私立大学が多数創設されるようになった。こうしたなかで、これまで「格差はない」という前提のもとで発達してきたドイツの大学制度のなかで「エリート大学」の選抜が行われ、さまざまな「大学ランキング」も登場するようになった。
- ⑤ ドイツを含むヨーロッパの大学改革の大きな流れとして、「グローバル化」、「制度の共通化」、「アメリカ化」といった点を挙げることができよう。すなわち、グローバル化にともなう自由主義的な市場経済の考え方が、大学改革の方向性に大きな影響を与えている。また、WTO（世界貿易機関）のサービス貿易交渉において、教育サービスの自由化に関する交渉が行われるなど、国際機関によるさまざまな協定の採択、批准により、「制度の共通化」が進められている。こうした「グローバル化」と「制度の共通化」は、「アメリカ化」に向かっているように思われる。自由な市場経済の推進とあいまって、アメリカ的な法制度が世界に伝播し、それは高等教育の領域にも浸透しつつある。
- ⑥ ヨーロッパでは、大きな潮流としては「ひとつのヨーロッパ」を視野に置いた一連の高等教育改革が進行している。同時にその方向性と中身について見ると、ヨーロッパの大学も、「評価」と「競争」を主体とするアメリカ型の大学へと変貌しつつあるように思われる。

# ドイツ大学改革の課題 —ヨーロッパの高等教育改革との関連において—

総合調査室 木戸 裕

## 目 次

はじめに

### I ドイツの大学の現状と特色

- 1 高等教育の大衆化
- 2 ドイツの大学の特色

### II ドイツの大学の特色の変化

- 1 大学入学者選抜方式の見直し
- 2 段階化された高等教育の構造と単位制度の導入
- 3 ジュニア・プロフェッサー制度の創設
- 4 授業料徴収問題
- 5 私立大学の増加

### III 評価と競争を志向する大学へ

- 1 エクセレンス・イニシアティブとエリート大学
- 2 大学のランキング

おわりに

## はじめに

欧州連合（EU）の拡大に見られるように、今や「ひとつのヨーロッパ」に向かってヨーロッパ全体が大きく動いている。ヨーロッパ内外の大学間の流動性を高め、大学同士の競争を通して高等教育の質を維持・向上させること、学生や市民の意識の覚醒を通して大学全体の活性化を広くヨーロッパレベルにおいて達成することが、ヨーロッパの高等教育改革のもっとも中心的な課題となっている。

目下、ヨーロッパでは、「ボローニャ・プロセス」と呼ばれる高等教育改革が推進されている。これは、EU加盟国だけでなく、広くヨーロッパ46か国が参加して、2010年を目標に、ヨーロッパの大学全体のレベルアップをはかり、ヨーロッパの高等教育を世界最高水準に高めようという試みである。ヨーロッパの大学の間を自由に移動でき、どこの大学で学んでも共通の学位、資格を得られる「ヨーロッパ高等教育領域」を確立しようというものである。制度面では、学部、大学院という高等教育の基本構造の整備、ヨーロッパ共通の単位制度の開発、高等教育の質保証システムの確立、などが目指されている。

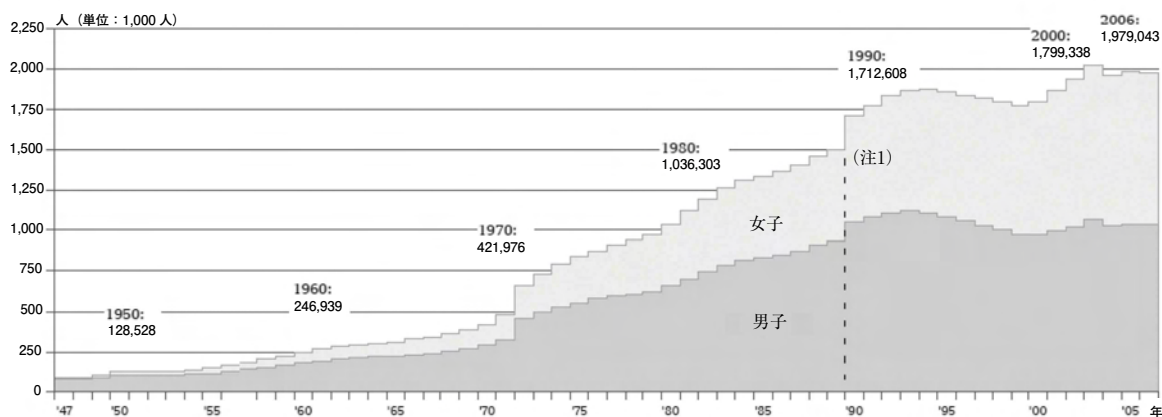
ドイツなどヨーロッパの大学の多くは、アメリカに見られる学士、修士、博士というように段階化された高等教育の基本構造はこれまでなかった。卒業までに一定の単位を取得するといった単位制度も設けられていなかった。また大学で行われている研究と教育の質を評価するという考え方も採用されてこなかった。

こうしたヨーロッパの伝統的な大学像が、1980年代に始まる世界的な大学改革の潮流と、それを背景とするボローニャ・プロセスへの取り組みの中で、かつてない変貌をとげている。

本稿では、このような大きな流れの中でドイツの大学が、近年どのように変わりつつあるのか、事例をいくつかピックアップし、できる限り具体的にその内容を見ていくことにする。

まずⅠにおいて、ドイツの大学の発展状況と、従来のドイツの大学に見られた特色について概観する。次にⅡでは、こうした特色をもったドイツの大学が、近年どのように変わりつつあるかをまとめてみる。Ⅲでは、このような変化の中で、ドイツの大学も全体としては、評価と競争を主体とするアメリカ型の大学へと移行しつつある様相を見ていく。最後に、こうした大学改革を促している要因は何か。また、それは世界的にどのように位置付けられるのかといった点について言及したい。

図1 学生数の推移（1947年から2006年）



(注1) 1989年までは旧西ドイツの数値。1990年からは全ドイツ。

(出典) Bundesministerium für Bildung und Forschung, *Grund- und Strukturdaten 2007/2008, Daten zur Bildung in Deutschland*, S.42. (<http://gus.his.de/gus/download.html>)

表1 ドイツの大学の数 (2007/08年冬学期現在)

大学の種類	全体	BW	BY	BE	BB	HB	HH	HE	MV	NI	NW	RP	SL	SN	ST	SH	TH
総合大学	104	15	12	8	3	2	5	7	3	11	15	6	1	7	2	3	4
教育大学	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神学大学	14	-	3	-	-	-	-	3	-	-	5	2	-	-	1	-	-
芸術大学	52	8	8	4	1	1	2	3	1	2	8	-	2	7	2	2	1
専門大学	184	35	25	16	7	3	6	12	4	11	27	9	2	11	4	7	5
行政専門大学	31	4	1	1	2	1	2	3	1	2	4	3	1	2	1	1	2
総数	391	68	49	29	13	7	15	28	9	26	59	20	6	27	10	13	12

(凡例) BW = バーデン・ヴュルテンベルク、BY = バイエルン、BE = ベルリン、BB = ブランデンブルク、HB = プレーメン、HH = ハンブルク、HE = ヘッセン、MV = メクレンブルク・フォアポンメルン、NI = ニーダーザクセン、NW = ノルトライン・ヴェストファーレン、RP = ラインラント・プファルツ、SL = ザールラント、SN = ザクセン、ST = ザクセン・アンハルト、SH = シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、TH = テューリンゲン

(出典) Statistisches Bundesamt, *Studierende an Hochschulen Wintersemester 2007/2008, Fachserie 11 Reihe 4.1*, S.12. (<https://www.ec.destatis.de/csp/shop/sfg/bpm.html.cms.cBroker.cls?cmspath=struktur,vollanzeige.csp&ID=1022758>)

## I ドイツの大学の現状と特色

### 1 高等教育の大衆化

わが国同様、ドイツ<sup>(1)</sup>においても、戦後、大学への進学者数は増加の一途をたどった。学生数は、1950年代前半は10万人台に過ぎなかったのが後半になると20万人台となり、60年代半ばに40万人近くに倍増した。70年代後半には85万人前後、80年代に入るとついに100万人を突破するに至った(図1を参照)。大学の数もこれに対応して、1950年度に143校であったものが、統一前年の1989年には243校に達した。統一後の1991/92年冬学期においては、全ドイツで、大学数は312校、学生数は178万3000人であった(旧西ドイツに249校、旧東ドイツに63校。在学者数は、西が164万7000人、東が13万6000人)。現在、大学数は391校を数え、学生数は194万1800人となっている(2007/08年冬学期)(表1を参照)。すでに同年齢層の大体3分の1強が大学に入学している(表2を参照)<sup>(2)</sup>。

なお、ドイツの大学は、大きく二つのタイ

表2 大学の学習開始者の割合

年	学習開始者	学習開始者の割合 (%)		
		計	男	女
1995	261,427	26.8	26.6	27.0
2002	358,792	37.1	35.9	38.3
2003	377,395	38.9	39.5	38.3
2004	358,704	37.1	37.2	37.1
2005	355,961	37.0	37.1	36.9
2006	344,822	35.7	35.5	35.9

(出典) Statistisches Bundesamt, *Hochschulen auf einen Blick 2008*, Wiesbaden, S.10.

プに区分されている。すなわち、博士号や大学教授資格(Habilitation)を授与できる大学とそうでない大学である。このうち博士号などの授与権をもつ大学を学術大学(wissenschaftliche Hochschule)、そうでない大学を専門大学(Fachhochschule)と呼んでいる。学術大学には、伝統的意味での総合大学(Universität)のほか、教育大学、神学大学などがある。専門大学の多くは、それまでの技術者学校や高等専門学校などの中等教育の学校が、1970年代半ばに大学に昇格したものである<sup>(3)</sup>。

(1) 以下、ドイツ統一(1990年)までのデータは、旧西ドイツの数値である。

(2) 表2は、同年齢人口(18-20歳)に占める大学入学者の割合である。この表のように、同年齢人口の約36%が大学に入学している。2003年には約39%であったので若干減少している。なお、同年齢人口に占める大学入学資格取得者の割合は、43.4%となっている(Statistisches Bundesamt, *Hochschulen auf einen Blick*, S.6.)

表3 入学制限が行われている専門分野と倍率

(2008/09年冬学期)

学部名	学籍数	志願者数	倍率
生物学	138	638	4.6
医学	8,454	35,393	4.2
薬学	1,623	3,294	2.0
心理学	1,034	8,804	8.5
獣医学	1,070	5,567	5.2
歯学	1,495	5,480	3.7
合計/平均倍率	13,814	59,176	4.3

(出典) „ZVS-Daten, bundesweit zulassungsbeschränkte Studiengänge an Universitäten Wintersemester 2008/09 “([http://www.zvs.de/Service/Download/wise2008\\_pdf/Bew\\_001\\_Medizin\\_WS2008\\_09.pdf](http://www.zvs.de/Service/Download/wise2008_pdf/Bew_001_Medizin_WS2008_09.pdf))

## 2 ドイツの大学の特徴

ドイツの大学に見られる特色について、わが国と比較しながら簡単に概観してみよう。

### (1) 大学入試

ドイツでは、わが国のような個々の大学ごとに行われる入学試験制度は存在しない。アビトゥーア試験(Abiturprüfung)と呼ばれるギムナジウム卒業試験に合格することによって、原則としてどの大学、どの専門分野にも進学できるという制度が採用されている<sup>(4)</sup>。ただしこの原則が例外なく適用されたのは、古き良き時代で、大学教育の大衆化がすすんだ1970年代から、医学部などいくつかの分野では、志願者全員を収容できない、いわゆる「入学制限」(numerus clausus)の事態が生じている(表3を参照)<sup>(5)</sup>。

このため1973年から中央学籍配分機関(ZVS)と呼ばれる公的機関がノルトライン・ヴェストファーレン州のドルトムント市に設置

され、ドイツ全体を一括して、入学者を決定する仕組みがとられている。すなわち、定員に余裕があるかぎり、アビトゥーア試験に合格していれば、希望する大学・学部例外なく入学を許可される。しかし志願者が定員を上回る場合は、アビトゥーア試験の成績と待機期間(アビトゥーア試験合格後経過した期間、これが長いほど入学可能性が高くなる)などを基準にして選抜が行われる<sup>(6)</sup>。

### (2) 自由な学習

次に卒業の概念においても、ドイツと日本では大きな違いが見られる。ドイツの大学の特色として、自由な学習という点を挙げることができる。たとえば、6ゼメスター(3年)といった具合に、一応標準的な学習期間(Regelstudienzeit)は定められているが、わが国のように何単位とったから卒業といった概念はない。学生は自らの学習計画にしたがって履修する。大学の卒業は、修学したゼメスター(学期)数と、最終的にどのような試験(医師、教職、法学などの国家試験、ディプロム試験、マギスター試験など)に合格したかによって定まる。つまり、これらの試験に合格し、大学を退学することが卒業を意味している。こうした結果として、ドイツの大学では、学習期間が長期化し、卒業者の平均年齢が高い<sup>(7)</sup>、国家試験に合格できないなどの理由から大学を中退していく者の割合が高い(図2に示したように、平均中退率は21%となっている<sup>(8)</sup>)といった点が指摘されている。

(3) 専門大学は数の上では全体の半数を占めるが(391校中215校)学生数の割合では29.4%(194万人中57万2700人)となっている(Statistisches Bundesamt, *Fachserie 11, R 4.1, WS 2007/2008, S.23.*)。

(4) 詳細は、拙稿「ドイツの大学入学法制—ギムナジウム上級段階の履修形態とアビトゥーア試験」『外国の立法』238号, 2008.12, pp.21-72. を参照。

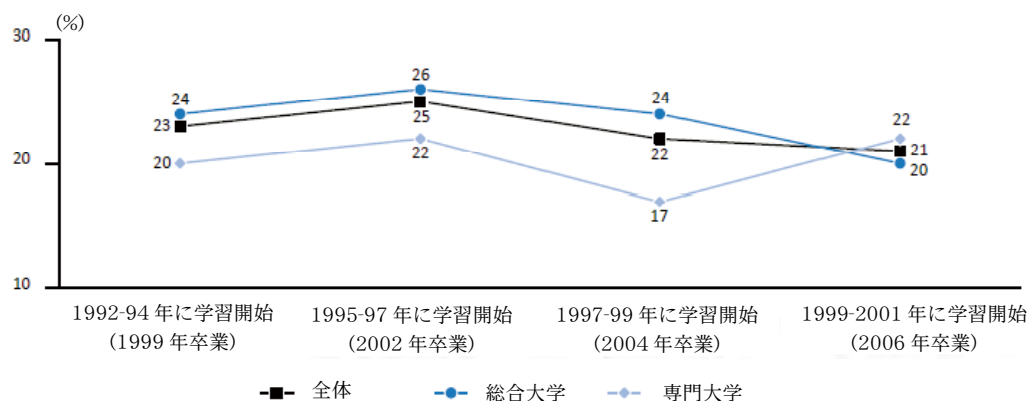
(5) 表3は、現在(2008/09年冬学期)、「入学制限」が行われている専攻分野とその志願者数、倍率である。

(6) 詳細は、拙稿「ドイツにおける接続問題」荒井克弘・橋本昭彦編著『高校と大学の接続:入試選抜から教育接続へ』(高等教育シリーズ130)玉川大学出版部, 2005, pp.295-322. を参照。

(7) たとえば、2006年の大学卒業者の平均年齢は27.7歳(男子:28.1歳、女子:27.3歳)であった(Statistisches Bundesamt, *op. cit.* (2), S.20.)。

(8) 図2に示されているように、1999年から2001年に入学した者のうち、総合大学では20%、専門大学では22%の者が卒業以前に学習を中断している。専門分野別に見ると、中退する者の割合は、数学・自然科学が28%でもっとも高く、医学が5%でもっとも低い数値となっている。

図2 大学中退者の割合



(出典) Ulrich Heublein et al., *Die Entwicklung der Schwund- und Studienabbruchquote an den deutschen Hochschulen. Statistische Berechnungen auf der Basis des Absolventenjahrgangs 2006*, S.11. ([http://www.his.de/pdf/21/his-projektbericht-studienabbruch\\_2.pdf](http://www.his.de/pdf/21/his-projektbericht-studienabbruch_2.pdf))

### (3) 大学教授資格

大学教授の任用という点でも日本とドイツは異なる。ドイツの大学教授は、博士号を取得したあと、さらに博士論文以上の論文を執筆し、「大学教授資格」(Habilitation)を取得した者が就任する(図3を参照)<sup>(9)</sup>。

これに対し、わが国では教授の任用は、大学ごとに、大学の裁量で行われる。小中高の教員になるためには教員免許が必須であるが、大学教授にはそうした資格は要求されない。

### (4) 大学の設置形態

次に、ドイツの大学は、そのほとんどが国

立(staatlich, 州立)であり、授業料は基本的に徴収されないのが原則である(徴収されても、それは多くの場合、標準的な学習期間を越えて在学する者からである)。

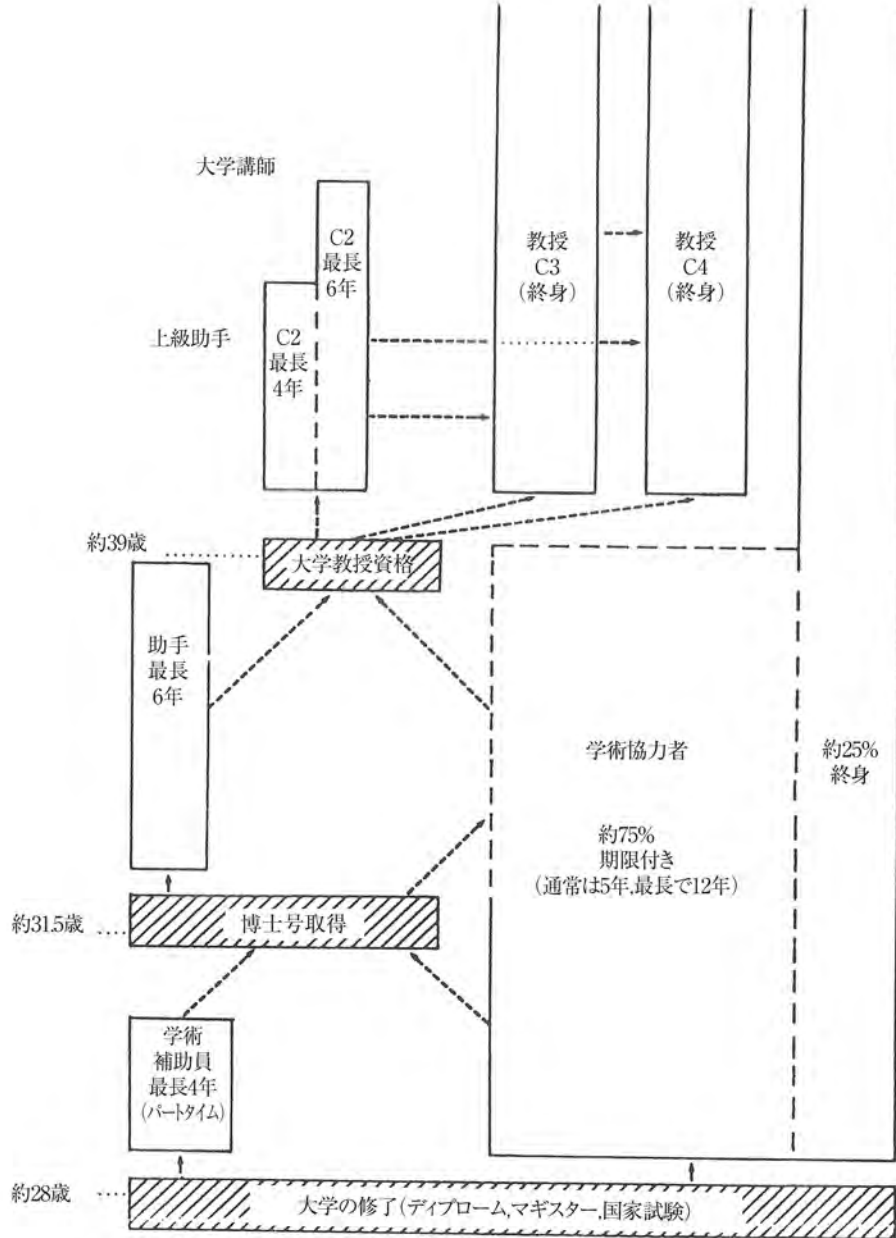
一方、わが国では、私立大学の占める比重が高い(国立大学も2004年4月から国立大学法人となっている)。また授業料の面でも、私立大学はもちろん、国立大学法人でも、学生の授業料負担はたいへん大きい。

### (5) 大学間の格差

前述のようにドイツでは、入学資格をもつ者に開かれた「オープン・アドミッション」の

(9) ドイツでは、教授(Professor)に3ランクあり、官吏公務員(Beamte)に適用される俸給表のうちのCという給与表が適用され、C1が助手、C2、C3、C4が教授となっている。図3にあるように、国家試験、ディプロム試験等に合格して大学を、ドイツ的な意味で「卒業」するのが平均して28歳である。大学教授になるには、このあと、パートタイムの学術補助員(wissenschaftliche Hilfskraft)等をつとめながら教授の指導のもとで博士号を取得する。これが大体32歳である。このあと、C1の助手(Assistent)になる。助手には最長6年間という任期が設定されている。助手、あるいは学術協力者(助手は官吏の扱いでC1の給与表を適用されるが、学術協力者は、労働協約により雇用される)をしながら大学教授資格を取得する。これが約39歳である。この資格を取得してはじめて、大学教授になるための要件を充たすことになり、C2の教授のポストにつくことになる。C2の教授のポストは、上級助手(Oberassistent)、大学講師(Hochschuldozent)とも呼ばれ、任期が設けられている(上級助手:4年、大学講師:6年)。C3、C4の教授は、終身である。なお、ドイツの特色として、C2からC3、C3からC4というように一段高いランクに移るためには、大学を変わらなければならないというのが原則となっている(同一学内招聘禁止)。以上が従来の大学教授任用システムである。こうしたシステムが後述するように近年大きな変貌をとげることになった(後掲図5を参照)。拙稿「ドイツ大学改革の課題—第4次高等教育大綱法改正を中心として」『ドイツ研究』29号, 1999.12, pp.49-59.を参照。

図3 大学教授に至る道（これまで）



(原注) 医学の場合の最長は、助手 10 年、上級助手 6 年、大学講師 10 年。

工学では上級助手の最長は 8 年。

年齢の平均は、1986 年の数字。

(出典) Hansgert Peisert und Gerhild Framhein, *Das Hochschulsystem in der Bundesrepublik Deutschland*, Bad Honnef: Bock, 1990, S.87.

制度が採用されている。こうした大学入学制度を維持できるのは、国民の間に、基本的に大学間に格差はないという意識が浸透しているからということもできよう。大学はそれぞれの特色においてバラエティーに富んでいるが、大学としてのレベルでは、格差はないという考え方である。一方、日本では、大学間に格差が存在することは誰も自明のこととして認識している。

## II ドイツの大学の特色の変化

それでは、Iで見てきたような特色をもったドイツの大学は、近年どのように変化しつつあるのか。とくに90年代以降、どんな変わり方を示しているのか。以下に見ていくことにしたい。

### 1 大学入学者選抜方式の見直し

ドイツの大学入学制度では、基本的に大学は自校の入学者の選抜に関与しない。こうした方式に対し、前述のZVSの機能を縮小し各大学が自ら設定する基準にしたがって、それぞれの大学の責任で入学者を決定できるシステムを導入すべきであるといった議論は、従来から大学学長会議(HRK)などを中心に行われてきた。

こうした議論を踏まえて、1998年6月に連邦議会で可決され、同年8月から施行された第4次改正大学大綱法<sup>(10)</sup>では、大学入学者の選抜に関して次のように改定が行われた<sup>(11)</sup>。

すなわち、入学者の選抜が必要な専攻分野については、外国人など特別の志願者グループに対する留保分を除いた学籍は、これまで同様、

「アビトゥーア試験の成績」と「待機期間」の長さを基準にして配分されるが<sup>(12)</sup>、これに加えて、「学籍は、大学によって実施される選抜手続きの結果によって決定される」として、一定の枠は各大学の裁量でもって選抜できることが明文化された。具体的には、「アビトゥーア試験の成績」により55%、「待機期間」により25%が選抜され、各大学が独自に決定できる枠が20%設けられた。この措置により、一部ではあるが、大学の裁量により選抜できる割合が確保されることになった。

2002/03年冬学期からは、大学の裁量により選抜できる割合は、20%から24%に拡大され、その分「アビトゥーア試験の成績」にしたがってZVSによって配分される割合が55%から51%に縮小された（「待機期間」による配分の割合は、25%のまま）。

さらに、2004年8月に公布された第7次改正大学大綱法<sup>(13)</sup>では、大学の裁量により選抜できる割合がさらに拡大されることになり、最大60%まで、大学が自らの判断基準によって入学者を決定できることになった。これにともないZVSによって行われる「アビトゥーア試験の成績」にもとづく配分の割合は20%にまで縮小された。「待機期間」による配分の割合も20%に変更された。この改正は、2005年冬学期から実施されている。

表4は、各大学の医学部が、それぞれの大学に委ねられた60%の枠について、どのような基準を設けて入学者の選抜を行っているかを一覧表にしたものである<sup>(14)</sup>。

なお、大学入学制度に関して言えば、職業

(10) *BGBI. I S.2190.*

(11) 詳細は、拙稿 前掲注(6)を参照。

(12) 「入学制限」行われる専門分野の学籍は、外国人など特別の志願者グループに対する留保分を除いた60%を「アビトゥーア試験の成績優秀者」に、40%を「待機期間」が長い者に配分するというのが従来の規定であった。ただし医学、獣医学、歯学の学籍は、(1)10%はこの分野の志願者を対象に全ドイツ一斉に行われるテスト(医学部テスト)の成績優秀者、(2)10%は「テストの成績」と「アビトゥーア試験の成績」の合計点、(3)20%は「待機期間」の長さ、(4)15%は各大学が実施する「面接試験」の結果により配分されてきた。詳細は、拙稿「医学部入学者選抜適性テスト—西ドイツの場合—」『レファレンス』451号、1988.8, pp.102-143.を参照。

(13) *BGBI. I S. 2298.*



表4 大学による選抜基準 (2008/09年冬学期, 医学部の場合)

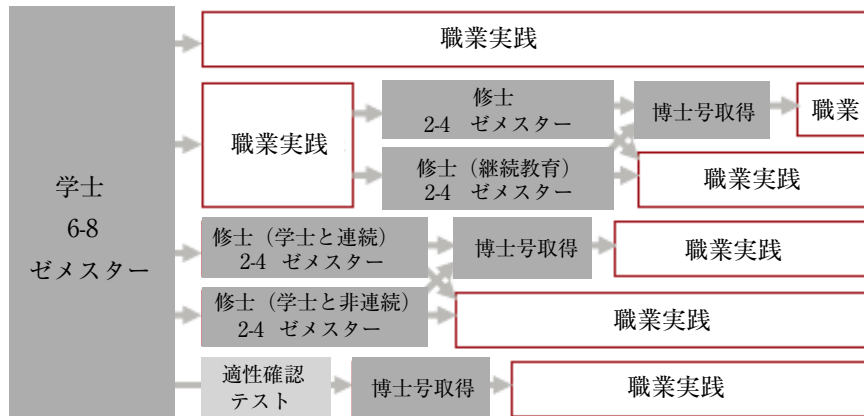
大学名	学籍数	大学による選抜基準
アーヘン	257	予備選抜：アーヘンを第1-3志望とする者 <sup>1)</sup> 本選抜：アビトゥーアの平均点数 <sup>2)</sup>
ベルリン (シャリテ)	300	予備選抜：ベルリンを第1志望とする者 本選抜：アビトゥーアの平均点数で75% (数学、物理、生物および化学を履修していること。ドイツ語、英語の成績は付加的に比重が加味される。残りの25%は、3倍に絞って面接。
ポッフム	281	予備選抜：なし 本選抜：アビトゥーアの平均点数
ボン	272	予備選抜：なし 本選抜：アビトゥーアの平均点数
ドレスデン	226	予備選抜：ドレスデンを第1志望とする者から360名をアビトゥーアの平均点数により選抜。 本選抜：面接
デュースブルク・エッセン	171	予備選抜：第1-3志望とする者から297名をアビトゥーアの平均点数により選抜。 本選抜：アビトゥーアの平均点数および面接
デュッセルドルフ	360	予備選抜：なし 本選抜：アビトゥーアの平均点数
エルランゲン・ニュルンベルク	155	予備選抜：なし 本選抜：アビトゥーアの平均点数および職業訓練の種類。認定された職業訓練を修了している者は、ボーナス点 <sup>3)</sup> が0.1付与される。
フランクフルト (アム・マイン)	405	予備選抜：アビトゥーアの平均点数が2.4よりよい成績で、フランクフルトを第1-3志望とする者 本選抜：95%はアビトゥーアの点数。その際、アビトゥーア試験の自然科学の領域の教科 (数学を含む)、外国語、歴史の得点が10点 <sup>4)</sup> 以上の場合に考慮されることが出来る。看護実習を済ませている場合は入学の可能性が改善される。5%は、面接で卓越した学術的、文化的および (または) 社会的な達成を証明できる者。
フライブルク	335	予備選抜：フライブルクを第1-2志望とする者 本選抜：アビトゥーアの平均点数、職業訓練/職業実践の種類、社会活動ボランティア年 (FSJ)、コンクールへの参加、医学テスト (TMS) の成績
ギーゼン	174	予備選抜：なし 本選抜：アビトゥーアの平均点数
ゲッティンゲン	126	予備選抜：ゲッティンゲンを第1-3志望とする者 本選抜：50%は、アビトゥーアの平均点数で選抜する。その際、ドイツ語が2.0 <sup>5)</sup> よりよい成績 (上級段階の4学期の算術平均)の者にはボーナス点が0.2つく。50%は、面接の結果による。面接では、医学の学習、職業に関する動機と適性に関する志願者の説明が考慮される。面接は、ゲッティンゲンを第1志望とする者で、志願の時点で志願動機に関する文書を提出している者に対して行われる。面接の志願者は、学籍に応じて4倍に絞られる。
グライスヴァルト	179	予備選抜：グライスヴァルトを第1志望とする者で、アビトゥーアの平均点数が2.5よりも良い成績の者 本選抜：50%は、アビトゥーアの平均点数と上級段階における学習課程と関連する教科の履修 (重点コース/基礎コース)ならびに職業実践経験。50%は面接
ハレ・ヴィッテンベルク	205	予備選抜：ハレ・ヴィッテンベルクを第1-3志望とする者 本選抜：アビトゥーアの平均点数と比重をつけられた大学入学資格および職業訓練の個々の基準
ハンブルク	360	予備選抜：なし 本選抜：学籍の50%はアビトゥーアの点数+HAM-Nat <sup>6)</sup> (ハンブルクの医学部-自然科学部門選抜手続き)にもとづき配分される。大学は、ハンブルクを第1希望に挙げた志願者のなかからアビトゥーアの平均点数により1,000人を選抜し、その1,000人についてHAM-Natを導入する。アビトゥーアの点数は60点 <sup>7)</sup> (1.0またはそれ以下)から0点 (4.0またはそれ以上)で評価される。HAM-Natの結果は52点まで評価される。最高点の志願者は学籍を得る。残りの50%は、アビトゥーアの平均点数により配分される。ここでは、HAM-Natで入学に至らなかった者が考慮される。
ハノーファー医科	270	予備選抜：ハノーファー医科を第1順位とする志願者から学籍の3倍の数が絞られる。 本選抜：アビトゥーアの平均点数および面接
ハイデルベルク	307	予備選抜：アビトゥーアの平均点数が2.3より良く、第1、第2順位にハイデルベルク・マンハイムを挙げている者 本選抜：選抜手続きは、次の要素から算出される点数により行われる。アビトゥーアの平均点数、医学部テスト <sup>8)</sup> (TMS) の成績、関連する医学の訓練職種における修了した職業訓練 (このなかには、たとえば民間役務 <sup>9)</sup> 、すでに修了した大学における学習は含まれない)、連邦レベルの教育と関連したコンクールにおける達成、社会活動ボランティア年 (FSJ) への参加。
ハイデルベルク・マンハイム	171	予備選抜：アビトゥーアの平均点数が2.3より良く、第1、第2順位にハイデルベルク・マンハイムを挙げている者 本選抜：選抜手続きは、次の要素から算出される点数により行われる。アビトゥーアの平均点数、医学部テスト (TMS) の成績、関連する医学の訓練職種における修了した職業訓練 (このなかには、たとえば民間役務、すでに修了した大学における学習は含まれない)、連邦レベルの教育と関連したコンクールにおける達成、社会活動ボランティア年 (FSJ) への参加。
イエーナ	260	予備選抜：イエーナを第1および2志望とする者からアビトゥーアの平均点数により提供できる学籍の4倍まで絞る。 本選抜：アビトゥーアの平均点数、修了した職業訓練、個々の点数。基準：アビトゥーアの総合点数は、医学部の学習と関連する職業訓練の修了により改善されることが出来る。そのほか、医学部の学習と関連する教科における直近4学期間とアビトゥーア試験の大学入学資格 (HZB) の個別点数は、改善に導かれることが出来る。医学のための学習教科として、大学入学資格のうちとくに数学とドイツ語が考慮される。
キール	190	予備選抜：なし 本選抜：アビトゥーアの平均点数。平均点数は、次の教科のうちひとつで、前年の成績でまたはアビトゥーア試験の試験教科として、15点を証明しておりかつその教科が2年間履修されている場合は、0.5のボーナス点が付与される。ドイツ語、数学、英語、生物、化学、物理、ラテン語または古代ギリシャ語。

ケルン	157	予備選抜：ケルンを1位から3位に挙げている者 本選抜：アビトゥーアの平均点数
ライプツィヒ	312	予備選抜：ライプツィヒを1位から4位に挙げている者 本選抜：アビトゥーアの平均点数
リューベック	190	予備選抜：リューベックを1位から3位に挙げている者でアビトゥーアの平均点数が2.5より良い者 本選抜：80%は、アビトゥーアの平均点数、医学の訓練職種における修了した職業訓練、医学部テストの合格証にもとづく順位リストにより配分される。残りの20%は面接により配分される。
マグデブルク	201	予備選抜：入学点数 (ZPZ) = $0.6 \times$ アビトゥーアの平均点数 + $0.4 \times$ 希望地の順位。予備選抜で学籍の5倍に絞る。 本選抜：アビトゥーアの平均点数
マインツ	172	予備選抜：マインツを第1-3志望に挙げている者 本選抜：アビトゥーアの平均点数
マールブルク	270	予備選抜：なし 本選抜：アビトゥーアの平均点数
ミュンヘン	777	予備選抜：なし 本選抜：アビトゥーアの平均点数および職業訓練の種類
ミュンスター	129	予備選抜：ミュンスターを第1志望としている者 本選抜：アビトゥーアの平均点数
レーゲンスブルク	197	予備選抜：なし 本選抜：アビトゥーアの平均点数および専門学習と関連する職業教育
ロストック	205	予備選抜：アビトゥーアの平均点数が2.3より良く、第1-3位にロストックを挙げている者 本選抜：60%はアビトゥーアの平均点数 (60%) と数学、ドイツ語、物理、化学および生物の直近4学期の成績 (40%) の組合せにもとづく順位により、残りの40%はロストックを第1志望としている者のなかから面接により選抜する。
ザールブリュッケン	234	予備選抜：なし 本選抜：アビトゥーアの平均点数
テュービンゲン	154	予備選抜：テュービンゲンを第1志願としている者 本選抜：アビトゥーアの平均点数に加えて、テストによるボーナス点、職業によるボーナス点、コンクールによるボーナス点が付与される。 「テストによるボーナス点」は、医学部テスト (任意) の成績が上位100分の10の者には0.6、その次の100分の20までの者には0.4、その次の100分の20に入る者には0.2がそれぞれボーナス点として与えられる。これらの枠に入らない者にはボーナス点は与えられない。「職業によるボーナス点」は、少なくとも3年間の医学隣接領域の職業訓練/職業活動に関して算入される。ひとつの職業訓練/職業活動の各6か月に0.1付与される。全体で0.5まで。次の職種が該当する。医学・技術助手の職種 (MTA, RTA, CZA, BTA, PTA, OTA)、看護教育、医療助手、老人介護教育、助産師、言語療法士、救急助手、物理療法士、歯科助手、歯科技工士。「コンクールによるボーナス点」は、州もしくは連邦レベルの自然科学の領域で行われるコンクール (例：コンクール「青少年は研究する」における成績) またはヨーロッパレベルでのこれらと比較できるコンクールにおける成績。第1位から第3位は「コンクールボーナス」として、1回につき0.5のボーナス点が、アビトゥーアの平均点数に参入される。ただしボーナス点の到達しうる最高は0.9までとする。
ウルム	315	予備選抜：アビトゥーアの平均点数が、2.5より良い者 本選抜：まず学籍の50%は、アビトゥーアの点数と職業により配分される。選抜にあたっての点数は、アビトゥーアの平均点数とボーナス点から算出される。ボーナス点は、医学の職業教育修了者に0.3、少なくとも2年以上医学の職業実践を経験している者に0.2、実践活動 (少なくとも6か月) および医学の学習課程に関する適性について特別の情報を与える学校外の達成がある者に0.1付与される。ボーナス点は、最大で0.3付与される。残りの50%の学籍は、アビトゥーアの平均点数と任意の特別な学習能力テスト (TMS) により配分される (アビトゥーアの平均点数：51%、TMS：49%で算出)。
ヴェルツブルク	137	予備選抜：アビトゥーアの平均点数が2.3より良い者 本選抜：アビトゥーアの平均点数、個々の点数および関連する職業教育。大学入学資格の平均点数は、数学、物理、生物、および化学の点数により改善されることができる。関連する職業教育は、次の資格の修了証。看護師、介護師、保健師、児童保護師、救急補助士、助産師、理学療法士、作業療法士、医療技術助手など。
合計	8,454	

※ 以下は、筆者による訳注である。

- 1) 大学による選抜は、予備選抜と本選抜から成るが、予備選抜を行っていない大学もある。また志願者は、注(14)にあるように、最大6校まで順位をつけて希望する大学をZVS (中央学籍配分機関) に申請することができる。
- 2) アビトゥーア試験の総合点数は900点満点で、300点以上が合格点である。総合点数は、アビトゥーアの平均点数に置きかえられ、たとえば、823-900点が「1.0」で最高点、以下0.1刻みで、合格最低点の300点は「4.0」である。
- 3) ボーナス点が、0.1付与されるというのは、たとえば上述のアビトゥーアの平均点数が「2.7」の場合、「2.6」と読み替えられることを意味する。
- 4) 各教科の成績は、0点から15点の間の得点により評価される。15点が満点である。
- 5) 15点満点で付与された成績は、15点を「1.0」、0点を「6.0」とした評点に置きかえられる。なお、ギムナジウム最後の4学期 (2年間) は、上級段階と呼ばれている。
- 6) HAM-Nat とは、数学、物理、化学および生物の各教科について、医学と関連する視点から出題される試験である。マルチプルチョイス方式で行われるテストで、時間は2時間を超えないものとしてされている。
- 7) この場合、15点満点で付与された成績を4倍した点数が60点であり、満点の60点が「1.0」と見なされる。
- 8) ハイデルベルク大学のあるバーデン・ヴェルテンベルク州では、医学部志願者に対し、適性等を判断するための医学部テスト (Test für Medizinische Studiengänge, TMS) を導入している。
- 9) 民間役務とは、兵役義務の代替として行われる役務をいう (ドイツでは、満18歳以上の男子に兵役義務が課せられている)。(出典) ZVS, *Studienangebot für den Studiengang Medizin zum Wintersemester 2008/09* (<http://www.zvs.de/default.htm?Studienangebot/AngebWS.htm>) にもとづき筆者作成。

図4 高等教育の構造



(出典) „Bologna-Prozeß:Die neuen Abschlüsse Bachelor und Master an deutschen Hochschulen“ ([http://www.schulberatung.bayern.de/sbwest/BA\\_Ma.ppt](http://www.schulberatung.bayern.de/sbwest/BA_Ma.ppt))

上の資格を付与された志願者に、学校での大学入学資格の付与なしでも、州の定めるところにより、大学入学の可能性を与えることができるようになった。また、特別の能力をもつ生徒は、正規の入学要件を満たしていなくても、大学で学習し、そこで得られた成績は、のちに正規の学生になったときに承認されることも可能とされている<sup>(15)</sup>。

## 2 段階化された高等教育の構造と単位制度の導入

これまでドイツの大学には、「学士」、「修士」といった学位制度は存在しなかった。博士号を取得する場合は、大学に残り、指導教授

(Doktorvaterと呼ばれている)のもとで、数年間にわたって論文を作成し、博士試験に合格するというステップが踏まれてきた。こうした従来の制度から、ボローニャ・プロセスの展開のなかで、学士、修士、博士というように段階化された高等教育の基本構造が導入されることになった(図4を参照)。これとあわせて、ECTS (European Credit Transfer System) という名称のヨーロッパ共通の単位互換制度が取り入れられることになり、所定の単位を取得することにより学士(BA)、修士(MA)などの学位が付与されるシステムに変わりつつある<sup>(16)</sup>。現在(2008/09年冬学期)、ドイツ全体で約75%の学習課程がこうした学士、修士の構造へと移行し

(14) 医学部志願者は、最大6校まで順位をつけて入学を希望する大学をZVSに対して申請することができる。ZVSは、全学籍の20%をアビトゥーア試験の成績により、20%を待機期間により配分する。以上により配分された残りの60%の学籍は、各大学が独自の選抜基準を設けて入学者を決定している。前掲表4にあるように、各大学が設けている選抜基準は、以下のように分類できる。①大学入学資格の平均点数、②大学が行うテストの結果、③大学が行う面接の結果、④学習の専門と関係ある職業教育または職業実践、⑤以上の①から④の組合せ。

(15) KMK und BMBF, *Zweiter Bericht zur Realisierung der Ziele des Bologna-Prozesses*, S.17f. ([http://www.bmbf.de/pub/nationaler\\_bericht\\_bologna\\_2007.pdf](http://www.bmbf.de/pub/nationaler_bericht_bologna_2007.pdf))

(16) 1 ECTS単位は、30時間の学習時間を想定しており、年間の学習総時間数は1,800時間(60単位)となる。これは、ワークロード、すなわち、教員が行う授業時間だけでなく、学生が実際に学習に費やす総時間数を意味する。ECTSでは、フルタイムで1年間の学習が60 ECTS単位に相当する(2学期制の場合は1学期30 ECTS単位、3学期制の場合は1学期20 ECTS単位となる)。学士3年間で180単位、修士2年間で120単位を取得する。

ている<sup>(17)</sup>。

### 3 ジュニア・プロフェッサー制度の創設

大学教授の任用システムも、この10年間で大きな変貌をとげている。まず、1998年の第4次改正大学大綱法で、今後は研究業績だけでなく、「教育的適性」(pädagogische Eignung)も有していることが、大学教授資格の付与、あるいは教授の採用・昇格等にあたり、その前提条件となると明記された(第44条第1項第2号)。また、これまでの制度では、「大学教授資格」の取得が大学教授になるための前提条件となっていたが、「大学外において達成された同等の学問的業績」によっても、「大学教授としての専門性を証明できる」と改正された(第44条第2項)。これにより大学教授資格をもたない有能な人材を教授に登用する道も開かれるようになった<sup>(18)</sup>。

さらに、2002年2月の第5次改正大学大綱法<sup>(19)</sup>により、「大学教授資格」について規定した第44条第2項が削除され、これとあわせて若手研究者のための「ジュニア・プロフェッサー」(Juniorprofessur)制度が設けられることになった(第47条, 48条)<sup>(20)</sup>。

これまでのシステムでは、大学教授資格の取得まで年数がかかり、研究者の自立が遅いと

いう問題点が指摘されてきた。新しいジュニア・プロフェッサー制度では、30歳代前半で独立した研究者を輩出することが目指されている(以下、図5を参照)。今後、学生は、博士課程に学ぶことにより、27歳から29歳くらいまでに博士号を取得する。そのあと32歳くらいまでにジュニア・プロフェッサーに就任することが想定されている。ジュニア・プロフェッサーに任用されるためには、博士号取得後、取得大学とは別の大学に異動するか、すでに他大学で2年以上勤務していることが条件とされている。なお、ジュニア・プロフェッサー以外にも、実社会または外国の大学での研究活動を経て、教授に招聘される道が開かれており、研究者の流動性向上と大学の活性化が志向されている。

なお、ジュニア・プロフェッサーは任期3年で、さらに最大3年までの延長が可能となっている。このように今後、教授は、基本的にジュニア・プロフェッサーを経験した者のなかから選考されることとなった<sup>(21)</sup>。

また2002年の改正では、大学教授の俸給についても、次のような変更が加えられた。すなわち、従来は基本給の他に年齢に応じた手当てが加算されてきたが、今後は加算される手当ては業績と連動したものとなった<sup>(22)</sup>。

(17) 2008/09年冬学期現在、全ドイツで12,300ある学習課程のうち9,200が学士、修士の課程へ移行している。とくに、法学、経済学、社会科学、数学、自然科学の学習課程では、ほとんどの学生が学士、修士の課程で学んでいる。連邦教育学術省(BMBF)のホームページから「ボローニャ・プロセスの進展状況」について記述している箇所を参照([http://www.bmbf.de/de/3336.php#stand\\_umsetzung](http://www.bmbf.de/de/3336.php#stand_umsetzung))。

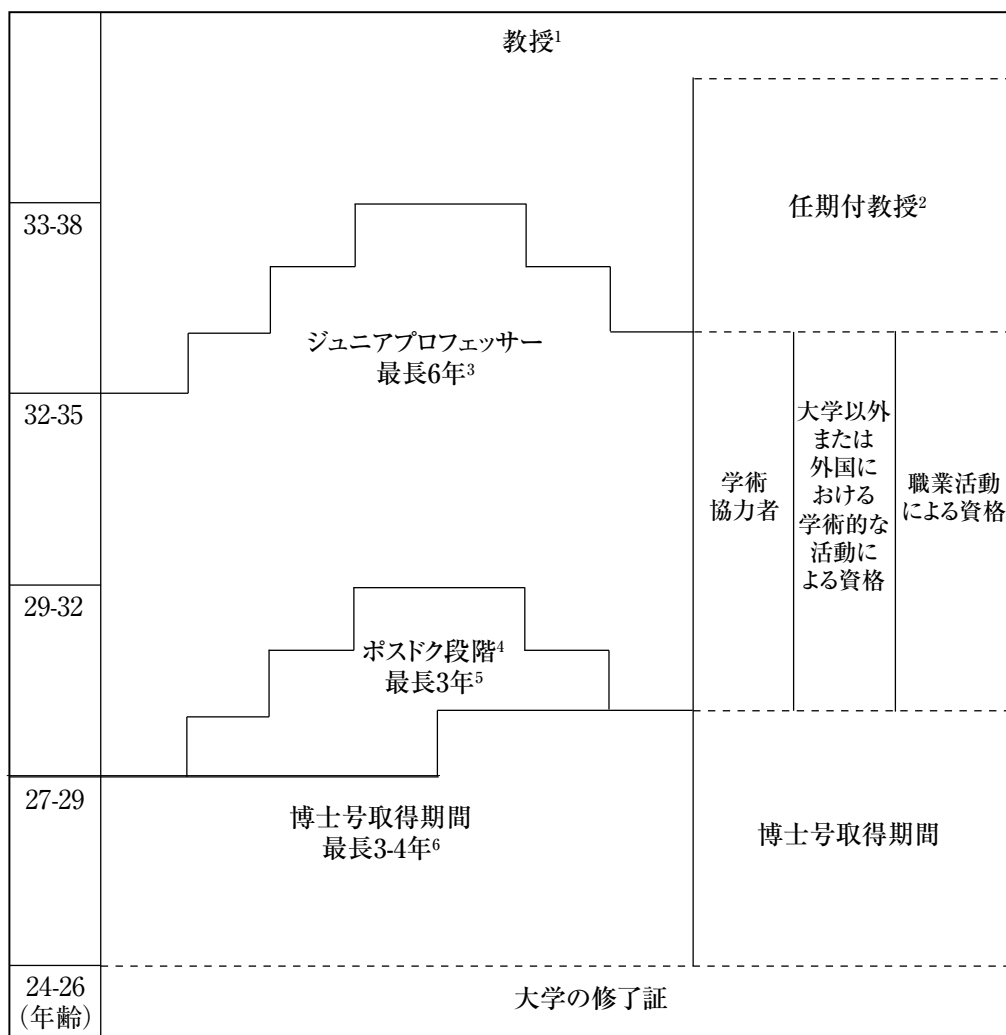
(18) 前掲注(9)の拙稿を参照。

(19) BGBl. I S.693.

(20) 連邦教育学術省の委託により作成された専門家委員会報告書を参照。Vgl. *Bericht der Expertenkommission „Reform des Hochschuldienstrechts“*, S.20ff. ([http://www.bmbf.de/pub/bericht\\_expertenkommission\\_reform\\_hochschuldienstrecht.pdf](http://www.bmbf.de/pub/bericht_expertenkommission_reform_hochschuldienstrecht.pdf))

(21) 2004年7月27日、連邦憲法裁判所は、大学大綱法で全ドイツ一律に「ジュニア・プロフェッサー」の制度を規定することは高等教育の立法に関して州がもっている権限を侵すとして違憲判決を下した。ただし、この判決はジュニア・プロフェッサーの制度自体を違憲としているのではない。(Bundesverfassungsgericht- 2 BvF 2/02 - ([http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/fs20040727\\_2bvf000202.html](http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/fs20040727_2bvf000202.html))) この判決について詳細は、奥田喜道「準教授職の導入を主眼とする第五回大学大綱法改正法を違憲無効とした事例 ドイツ憲法判例研究(132)」『自治研究』977号, 2005.7, pp.151-158.を参照。

図5 大学教授に至る道（現在）



(原注)

- 教授の任用は「終身教授」(Professuren auf Lebenszeit)。教授になる前に、任期制が適用されるジュニア・プロフェッサーとしての勤務が必要。ジュニア・プロフェッサーから教授への昇任にあたっては「同一学内招聘禁止」(Haus-berufungsverbot)は適用されない。ただし、ジュニア・プロフェッサーに任用される前に大学を替わっていないなければならない。学術協力者の場合には、「同一学内招聘禁止」が適用される。学術協力者、大学以外で、あるいは外国における職業活動により資格を充たしている者を教授に任用する場合は、期限付きの採用となる。
- 少なくともジュニア・プロフェッサーに相当すると見なされる教員経験が証明される場合は、例外的に任期を設定しない任用が可能である。
- 6年間の任期の例外は、たとえば母性保護など大学大綱法第50条第3項に規定されている場合に限る。
- この段階中、たとえば学術協力者としての活動、研究プロジェクトへの参加、外国滞在などが可能である。
- ジュニア・プロフェッサーへの任用にあたっては、次の規定が適用される。
  - 博士号取得段階と博士号取得後のポストク段階が、合計して6年を超えないものとする。
  - 上述の3年ないし6年という任期の例外が認められるのは、大学大綱法第57c条第6項第1号および第3号から第5号に規定された場合のみである(例：子どもの教育、母性保護)。大学外または外国における学術的活動(大学大綱法第57c条第6項第2号)は、例外の対象とならない。
- 博士号取得期間は、奨学生の場合は最長3年、学術協力者の場合は最長4年。例外は、上記の5と同じ。

(出典) Bericht der Expertenkommission, „Reform des Hochschuldienstrechts“, S.21. ([http://www.bmbf.de/pub/bericht\\_expertenkommission\\_reform\\_hochschuldienstrecht.pdf](http://www.bmbf.de/pub/bericht_expertenkommission_reform_hochschuldienstrecht.pdf))

#### 4 授業料徴収問題

ドイツでは、標準学習期間内で大学を卒業する学生の割合が低く、長期にわたって大学に在学する学生数の増大が大きな社会問題となっていた<sup>(23)</sup>。その理由として、ドイツの大学は、そのほとんどが国立（州立）であり、授業料は基本的に徴収してこなかったことと、国家試験などの受験回数が原則として2回までと定められており、2回不合格となるとその試験の受験資格がなくなるので、学生は合格の見込みがつくまでなかなか受験しないといった点が挙げられてきた<sup>(24)</sup>。

授業料については、国の財政面からも無償制の見直しを迫られ、1990年代後半から、州によりその仕方は異なるが、主として長期在学者を対象にこれを徴収するようになった。しかし学生側からは、猛反発を受けた。その後、1998年9月に実施された連邦議会選挙で社会民主党（SPD）が勝利を収め、2002年8月に「最初の学位の取得までは授業料を徴収しない」<sup>(25)</sup>旨を盛り込んだ大学大綱法の改正（第6次改正）<sup>(26)</sup>が行われた（第27条第4項）。しかし連邦憲法裁判所は、一律にこうした規定を設け

ることは基本法に定められた教育に関する州の権限を侵すとして、この改正を違憲とする判断を下し（2005年1月26日）<sup>(27)</sup>、この条文は削除されることになった。

したがって、大学授業料の徴収の仕方は、州により異なっている（表5は、各州における大学授業料を概観したものである）。多くの州は、長期在学者から一定額の授業料を徴収している。ただし、授業料の額、どの段階から授業料を徴収するかなどについては、州により異なる。授業料を徴収していない州もある。

#### 5 私立大学の増加

大学の設置形態で見ると、前述のようにドイツは州立大学が主体である。連邦立の大学は、国防軍の兵士を養成する防衛大学などごく一部に過ぎない。教会が設立・運営している聖職者養成の大学を除いた私立大学（private Hochschule）は、2009年現在83校存在するが、全学生数に占める私立大学の学生数の割合は数%にすぎない<sup>(28)</sup>。

こうした州立大学中心のドイツの大学制度のなかで、近年、アメリカ型の私立ロースクー

(22) これまでのC1（助手に相当）、C2、C3、C4（いずれも教授に相当。C2は講師も含む）という俸給表が、W1、W2、W3になり、2002年の導入時点でW1は3,260ユーロ、W2は3,724ユーロ、W3は4,522ユーロが基本給となっている。W1はジュニア・プロフェッサーに適用され、W2、W3がこれまでのC2、C3、C4の教授に相当する。この基本額に業績給が加算される。業績給は教授のみに適用される。ジュニア・プロフェッサーには適用されない。

(23) 前掲注(9)の拙稿、p.50.以下を参照。2005年現在で、学生の在学期間の平均は11.6ゼメスター（5.8年）となっている。このうち従来の課程（ディプロム試験などに合格することが卒業を意味する）に学んだ者の平均は13.1ゼメスター（6.55年）と長い。一方、学士（BA）課程では7.9ゼメスター（3.95年）となっている。Statistisches Bundesamt, *op.cit.* (2), S.45.

(24) これに対応するため、1998年の大学大綱法の第4次改正により「回数にカウントしないシステム」（原語はFreischuß「無料の射撃」というドイツ語が使われている）が取り入れられ、これまでは2回しか認められなかった受験回数が、今後は一定の期間内であれば2回以上受験することができるようになった（第15条第2項）。

(25) 「最初の学位の取得までは授業料を徴収しない」というのは、政権ついた社会民主党の公約であった。

(26) *BGBI.* I S.3138.

(27) Bundesverfassungsgericht-2 BvF 1/03- ([http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/fs20050126\\_2bvf000103.html](http://www.bundesverfassungsgericht.de/entscheidungen/fs20050126_2bvf000103.html)) この判決は授業料徴収を違憲としたものではない。授業料を徴収するか否かの決定権は州が有しているというものである。

(28) 私立大学83校の内訳は、総合大学などの学術大学が9校、専門大学が73校、芸術大学が1校となっている。2007/08年冬学期の学生数は7万1000人である（全学生数が194万1000人であるので全体に占める割合は、約3.7%にすぎない。Statistisches Bundesamt, *op.cit.* (3), S.64.を参照。

表5 各州の大学授業料一覧 (2009年4月現在)

州名	授業料 (1ゼメスターあたり) [利子] (注1)	その他の納付金
バーデン・ヴュルテンベルク	入学時から：500 € [5.5% / 5.5%]	40 €
バイエルン	入学時から：500 €まで (専門大学：最小100 €, 総合大学：最小300 €) [6.52% / 8.9%]	50 € (2009年夏学期からはなし)
ベルリン	-	50 €+16-36 € (注2)
ブランデンブルク	-	51 €
ブレーメン	長期在学者 (注3)：500 € (他州出身者：500 €) (注4)	50 €
ハンブルク	入学時から：375 € (注5)	50 €
ヘッセン	- (注6)	50 €
メクレンブルク・フォアポンメルン	-	50 € (計画中)
ニーダーザクセン	入学時から：500 € [6.5% / 7.5%] 長期在学者：600-800 €	75 €
ノルトライン・ヴェストファーレン	入学時から：500 € [5.9%]	-
ラインラント・プファルツ	学習口座 (注7)：650 € 高齢学習者 (注8)：650 € 第2学習者 (注9)：650 €	-
ザールラント	500 € (第1学期と第2学期は300 €)	-
ザクセン・アンハルト	長期在学者：500 €	X € (注10)
ザクセン	第2学習者：30-450 €	25-150 € (注11)
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	-	-
テューリンゲン	長期在学者：500 €	50 €

※ 以下の注は、原注をもとに筆者が適宜補って作成した。

- (注1) 授業料を後納する場合の利率。  
(注2) 16-36ユーロは、長期在学者が支払う社会保険料。  
(注3) 長期在学者は、第10-13ゼメスター (5年-6.5年) 経過した在学者を指す。  
(注4) 他州出身者とは、大学の所在地と異なる州でアビトゥーアを取得した者。ブレーメンでは第3ゼメスターから徴収する規定となっているが、この規定については、連邦憲法裁判所で審理中。現時点では適用を停止している。  
(注5) 500ユーロ (入学時から) 徴収されていたが、2008/09年冬学期から375ユーロ。  
(注6) 2007/08年冬学期から2008年夏学期までは500ユーロ (入学時から) であったが、2008/09年冬学期から授業料は廃止となり、徴収されていない。  
(注7) 学習口座 (Studienkonto) とは、長期学習者から授業料を徴収する仕組みで、一定額までは、政府がその費用を負担する学習口座から授業料が支払われる。口座分がなくなった場合は、学生が授業料を負担する。  
(注8) 高齢学習者とは60歳以上の学生をいう。  
(注9) 第2学習者とは、すでにある課程を修了している者。第1学習の学期が含まれるので、長期在学者と同じ取り扱いとなる。  
(注10) 教材、大学施設、図書館などの費用負担  
(注11) 試験料、その他外国人学生のための大学コレク (外国人学生にドイツ語等の授業を行う施設) の授業料  
(出典) *Studiengebühren ("Studienbeiträge") in Deutschland* (<http://www.studis-on.inet/StudInfo/Gebuehren/>) をもとに筆者作成。

ルや、企業や経済団体が設立する経営学、経済学、会計学などを専門とする私立大学が次々に設置されるようになってきている(表6を参照)。これらの私立大学では、高額授業料が徴収さ

れる<sup>(29)</sup>。教育課程の編制にあたって、たとえば英語による講義や実務面での教育を重視するなど<sup>(30)</sup>、従来のドイツの大学にない特色もっている。

表6 主な私立大学一覧

名称(創設年)	所在地(州名)	専攻	学生数
ブツェリウス・ロースクール (Bucerius Law School (BLS)) (2000年)	ハンブルク (ハンブルク)	法学	560人
ヨーロッパ経済大学ベルリン (ESCP-EAP Europäische Wirtschaftshochschule Berlin) (2002年)	ベルリン (ベルリン)	経営学	134人
ヨーロッパ・ビジネススクール (European Business School (EBS)) (1971年)	エストリッヒ・ヴィンケル(ヘッセン)	経営学	1,332人
フランクフルト・スクール・オブ・ファイナンス・アンド・マネジメント (Frankfurt School of Finance & Management (FSFM)) (1990年)	フランクフルト (ヘッセン)	金融学	1,074人
ライプツィヒ商業大学 (Handelshochschule Leipzig (HHL)) (2000年)	ライプツィヒ (ザクセン)	経営学	1,898人
ヤコブ大学ブレーメン (Jacobs University Bremen (JUB)) (1999年)	ブレーメン (ブレーメン)	工学/自然科学 人文科学/社会科学	1,212人
シュタインバイス大学ベルリン (Steinbeis-Hochschule Berlin (SHB)) (1998年)	ベルリン (ベルリン)	経営学	3,109人
オットー・バイスハイム・スクール・オブ・マネジメント - ファレンダー企業経営学術大学 (WHU - Otto Beisheim School of Management) (注1) (1984年)	ファレンダー (ラインラント・プファルツ)	経営学	474人
ヴィッテン/ヘルデッケ大学(注2) (Universität Witten/Herdecke (UWH)) Witten (1982年)	ヴィッテン (ノルトライン・ヴェストファール)	経済学、医学	1,094人

(注1) WHU= Wissenschaftliche Hochschule für Unternehmensführung (企業経営学術大学)

(注2) ヴィッテン/ヘルデッケ大学は、1982年に、博士号、大学教授資格の授与権をもつはじめの私立大学として設立された。この大学の医学部は、人智学者ルドルフ・シュタイナー(1861-1925)の理念に共鳴する人々が中心になり設立したヘルデッケ病院と提携して、独自の医学教育を行っていることでも知られている。

(出典) Statistisches Bundesamt, *Fachserie 11, R 4.1, WS 2007/2008*; HRK, *Hochschulkompass*; 各大学のホームページ等により筆者作成

(29) たとえば、ファレンダー企業経営学術大学(WHU)のMBA(経営学修士)の全課程(16か月)の授業料は、35,000ユーロ(約455万円)である(外国滞在費、書籍費等を含む)。ブツェリウス・ロースクールは、全学習期間(3学期制で12学期、4年間)で39,600ユーロ(約515万円)である。ヴィッテン/ヘルデッケ大学では、医学部は全学習期間で41,040ユーロ(約534万円)となっている。ただし在学期間が10ゼメスター(5年)を越える場合は、月額684ユーロ(約8.9万円)を支払う。経済学部の場合は、全学習期間で23,040ユーロ(約300万円)。在学期間が6ゼメスター(3年)を越える場合は、月額1,924ユーロ(約25万円)を支払う。同大学ではこのほかに選考料を150ユーロ(約2万円)を納める(不合格の場合も返還されない)。以上、授業料の額等は各大学のホームページを参照した。1ユーロは、130円で計算した。

(30) たとえばブツェリウス・ロースクールでは、1学期間を世界30か国に90ある提携大学で学ぶことを義務付けている(同時に提携大学からの留学生を受け入れている)。学習課程は、外国語プログラム、経済学プログラム、一般学習プログラムの3プログラムから成り、法学だけでなく、外国語と経済学が重視される。最終2学期間は、法学国家試験の準備にあたる。国際性と実践志向が同大学のモットーとなっており、国家試験の合格率、点数も州立大学よりも高いことを売りとしている。以上、同スクールのホームページ参照。(<[http://www.law-school.de/studium\\_programme.html?&L=tykjbqjppxqlf](http://www.law-school.de/studium_programme.html?&L=tykjbqjppxqlf)>)



たとえば私立大学の特色として、次の点が挙げられている<sup>(31)</sup>。

- ① 厳しい成績管理をして、学生が標準学習期間で卒業できるよう教育面を重視する。少人数教育を行い、面倒見がよい。
- ② 入学者の選抜に一定のハードルを設けている。その際、専門知識だけでなく面接も重視している。
- ③ 実践を重視している。経済界からの要請に応えられるよう、大学の評議機関に経済人も加えている。在学中の実習を重視している。
- ④ 大学と企業がタイアップし、労働市場へとスムーズに移行できるよう配慮されており、卒業後の就職機会が一般大学より高い。

このように私立大学が普及していく中で、州立大学中心のドイツの大学が、今後どのように変わっていくか注目される。

### Ⅲ 評価と競争を志向する大学へ

ドイツの大学はこれまで、「大学間に格差はない」という前提のもとで発達してきた。しかし、今やこうした建前は、財政面からも、また社会の実態からも変更を余儀なくされている。ドイツの大学も、大きな潮流としては、「競争」と「評価」を主体としたアメリカ型の大学へと徐々に変化しつつあるように見受けられる。本章ではその一例として、「エリート大学」の選抜と、さまざまな「大学のランキング」の登場について見ていくことにしたい。

#### 1 エクセレンス・イニシアティブとエリート大学

2005年6月、連邦と州は「ドイツの大学に

おける学術および研究の促進に関する連邦と州のエクセレンス・イニシアティブ協定」を締結した<sup>(32)</sup>。これは、連邦と州が一体となってドイツの大学における卓越した研究を促進することを目指した構想である。具体的に、どの大学、どの研究課題に重点的に投資するかといった事柄については、この協定にもとづき、ドイツにおける学術振興の機関であるドイツ研究協会(DFG)と学術審議会(Wissenschaftsrat)の両者が、協同してあたることになった。

このエクセレンス・イニシアティブの目的として、次の点が挙げられている。

- ① 大学の先端的研究を助成し、国際的な可視性を高める
- ② 大学における学術後継者のために卓越した条件を整備する
- ③ 学科(Disziplin)、研究機関(Institutionen)間の協力を深化させる
- ④ 研究の国際的なネットワークを強化する
- ⑤ 学術における男女平等を促進する
- ⑥ ドイツにおける学術的な競争を強化し、学術スタンダードの質を幅広く改善する

この目的を達成するために、エクセレンス・イニシアティブは、次の3つの促進ライン(Förderlinie)を包括するとされている。

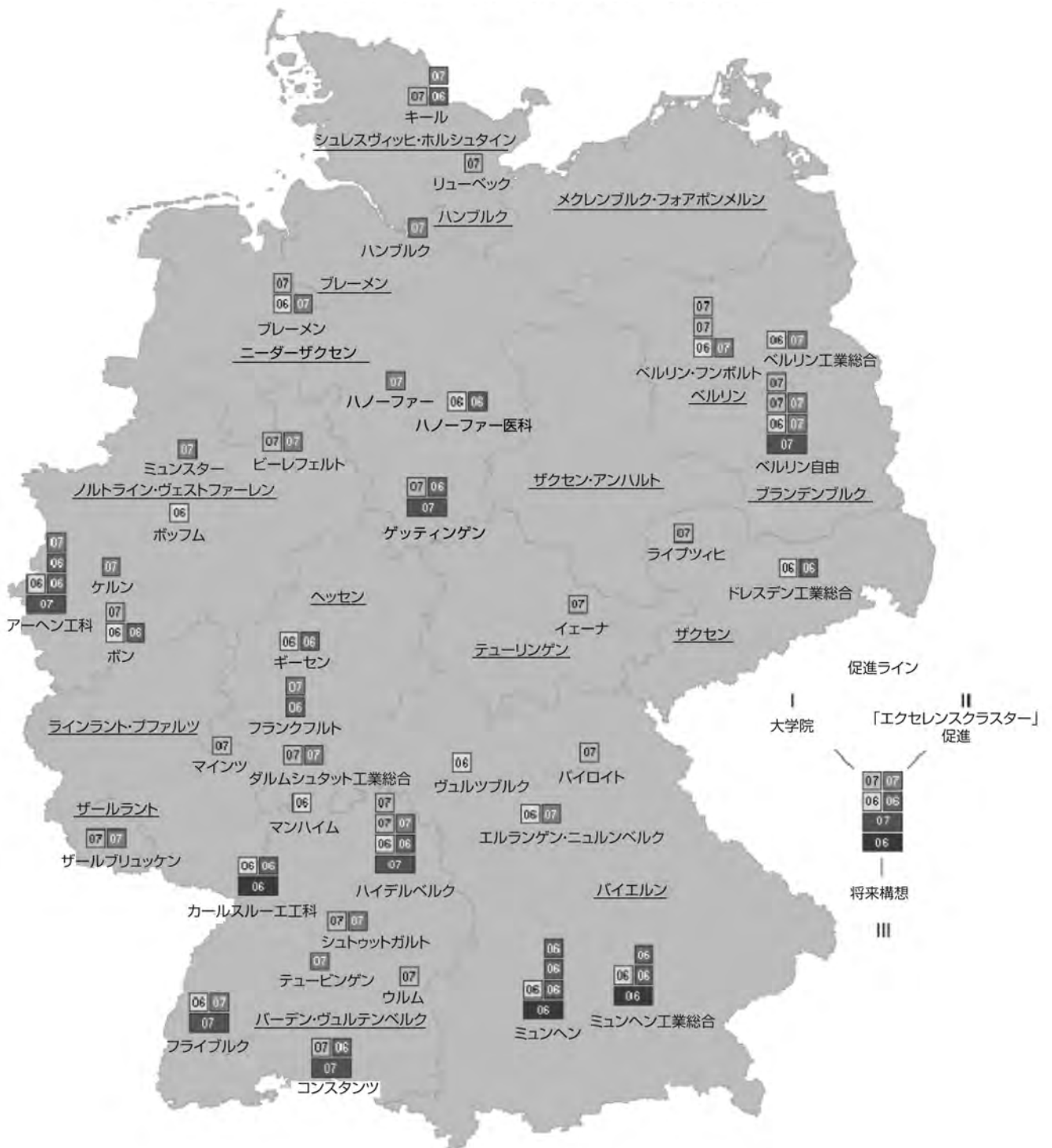
- ① 学術後継者の促進のための大学院(Graduiertenschule)
- ② 先端研究促進のためのエクセレンス・クラスター(Exzellenzcluster)<sup>(33)</sup>
- ③ 大学における先端研究のプロジェクト構築のための将来構想(Zukunftskonzept)

このうち、①と②の促進ラインについてはドイツ研究協会が、③の促進ラインについては学術審議会がそれぞれ責任を有するとされた。

(31) „Serie: Studieren - aber wo? Die Privat-Unis“ 〈[http://www.ruv.de/de/r\\_v\\_ratgeber/ausbildung\\_berufseinstieg/studium/4\\_wostudieren-privatunis.jsp](http://www.ruv.de/de/r_v_ratgeber/ausbildung_berufseinstieg/studium/4_wostudieren-privatunis.jsp)〉

(32) „Bund-Länder-Vereinbarung gemäß Artikel 91 b des Grundgesetzes (Forschungsförderung) über die Exzellenzinitiative des Bundes und der Länder zur Förderung von Wissenschaft und Forschung an deutschen Hochschulen“ 〈<http://www.wissenschaftsrat.de/texte/BLK-ExIni.pdf>〉。なお、以下の記述は、連邦教育学術省のホームページに記載された“Exzellenzinitiative”の説明にもとづいている。〈<http://www.bmbf.de/de/1321.php>〉

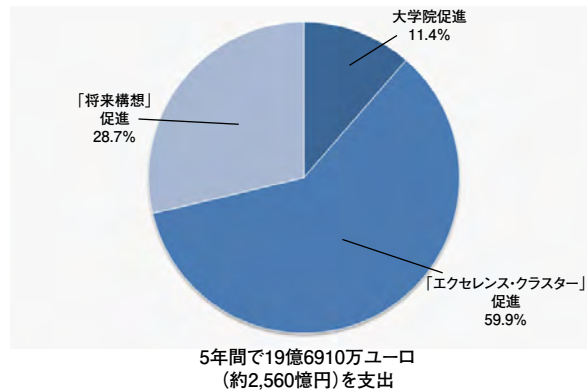
図6 「エクセレンス・イニシアティブ」に選ばれた大学



(注) 下線は州名。

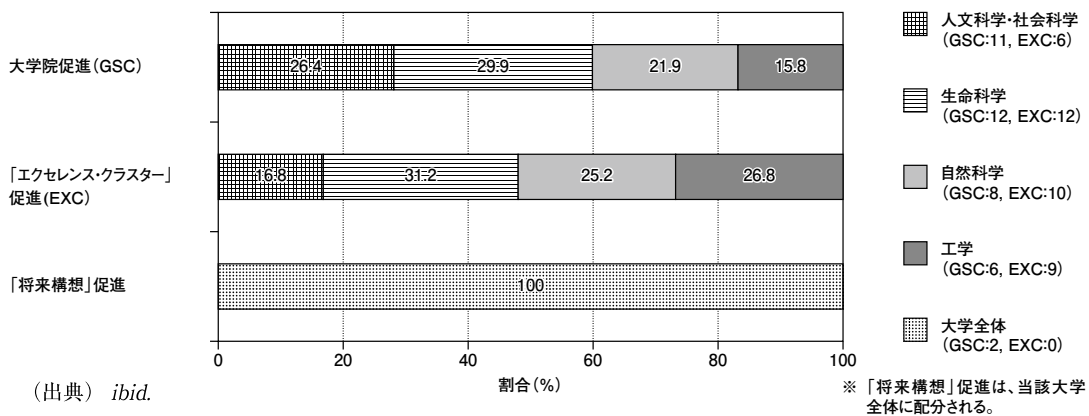
(出典) Wissenschaftsrat, *Förderentscheidungen in der Exzellenzinitiative 2006 und 2007*  
 (http://www.wissenschaftsrat.de/texte/exini\_karte\_2006\_2007.pdf)

図7 エクセレンス・イニシアティブの配分割合



(出典) Deutsche Forschungsgemeinschaft, Wissenschaftsrat, *Bericht der Gemeinsamen Kommission zur Exzellenzinitiative an die Gemeinsame Wissenschaftskonferenz*, November 2008, S.8. <<http://www.gwk-bonn.de/fileadmin/Papers/GWK-Bericht-Exzellenzinitiative.pdf>>

図8 エクセレンス・イニシアティブの配分割合 (分野別)



2006年に第一次、2007年に第二次の公募が行われ、促進の対象となる大学とそのテーマが決定された<sup>(34)</sup>。その結果選ばれたのが、図6に示した大学である。これを促進ライン別に見ると、①の大学院促進に2億2370万ユーロ(約290億8100万円)(全体に占める割合:11.4%)、②の「エクセレンス・クラスター」促進に11億7980万ユーロ(約1533億7400万円)(59.9%)、③の「将来構想」促進に5億6560万ユーロ(約735億2800万円)(28.7%)がそれぞれ2011年ま

での5年間に支出される。全体では、5年間で19億6910万ユーロ(約2560億円)が見込まれている。それぞれに選ばれた大学数は、①で39校、②で37校、③で9校となっている(図7および図8を参照)。また、各促進ラインごとに、分野別の配分割合も示した(図8を参照)。

なお、③の「将来構想」促進は、分野にかかわらず当該大学に配分される。この「将来構想」促進に選ばれた大学は、政府から大学として特別の助成を受ける「先端大学」

(33) エクセレンス・クラスターでは、最先端の研究を行っている大学を拠点として、当該研究における大学間協力、ネットワークづくりを推進する。

(34) エクセレンス・イニシアティブの認定は、エクセレンス・イニシアティブの認定委員会により行われる。この委員会は、DFGと学術審議会(WR)による共同委員会と連邦および州の学術関係大臣から構成される(委員長は、DFG会長。委員には、米英などの外国の学者を含む大学教授が加わる)。共同委員会は、DFGの専門委員会とWRの戦略委員会(Strategiekommision)から構成される。

(Spitzenuniversität)として位置づけられ、新聞などのメディアは、これらを「エリート大学」(Elite-Uni)と呼んでいる。これに第一次分(2006年10月)で選ばれたのは、カールスルーエ工科大学、ミュンヘン大学、ミュンヘン工業総合大学の3大学<sup>(35)</sup>であった。さらに、2007年10月には第二次分として、アーヘン工科大学、ベルリン自由大学、フライブルク大学、ゲッティンゲン大学、ハイデルベルク大学、コンスタンツ大学の6大学が選抜された<sup>(36)</sup>。

連邦と州は、2012年以降のエクセレンス・イニシアティブのさらなる展開を行う予定である。

## 2 大学のランキング

ドイツの大学をランク付けするといったことは、従来ほとんど考えられてこなかった。そうしたなかで、1989年12月にドイツの代表的な週刊誌である『シュピーゲル』が、ドイツの「大学ランキング表」を発表し、各方面に大きな反響を呼んだ。これを受けて、さらに3年後の1993年4月に、同誌は第2回目の調査結果を刊行している(4月19日号)。また同年4月

には、やはりドイツの代表的な総合雑誌である『シュテルン』が、『シュピーゲル』誌とは別の視点から大学のランキング表を発表し、関係者の間で話題となった<sup>(37)</sup>。

いずれのランキング表でも、大学のユーザーとしての学生の立場にたって、学生の大学選択を援助し、同時にランキングというショッキングな方法を採用することにより、なかなか動こうとしない大学人に改革を促す一石を投じることが目論まれていた。その後、現在にいたるまで多くの雑誌等でさまざまなランキング表が作成されている<sup>(38)</sup>。

そうしたなかで、近年公的に近い形で大学のランク付けが行われるようになった。その代表的な例として、現在ドイツでもっとも包括的で詳細なランキングと言われているのが大学開発センター(CHE)<sup>(39)</sup>による大学の格付けである。これは1998年から実施され、最初は経済学と化学から出発したが、その後分野を拡大し、現在35の専門領域(全新入生の4分の3以上に相当する)で大学のランク付けが行われている。その際、1999年から2004年までは雑誌『シュテルン』(Stern)と、2005年からは週刊新聞

(35) „Erste Runde in der Exzellenzinitiative entschieden 873 Millionen Euro für die universitäre Spitzenforschung,“ *Pressemitteilung*, Nr. 54, 13. Oktober 2006. <[http://www.dfg.de/aktuelles\\_presse/pressemitteilungen/2006/presse\\_2006\\_54.html](http://www.dfg.de/aktuelles_presse/pressemitteilungen/2006/presse_2006_54.html)>

(36) „Zweite Runde in der Exzellenzinitiative entschieden Mehr als eine Milliarde Euro für die universitäre Spitzenforschung,“ *Pressemitteilung*, Nr. 65, 19. Oktober 2007. <[http://www.dfg.de/aktuelles\\_presse/pressemitteilungen/2007/presse\\_2007\\_65.html](http://www.dfg.de/aktuelles_presse/pressemitteilungen/2007/presse_2007_65.html)>

(37) 1993年に発表された『シュピーゲル』と『シュテルン』の大学ランキングを紹介し、当時のドイツの大学改革状況に言及した文献として、拙稿「ドイツの大学ランキング(上),(中),(下)」『レファレンス』516号,1994.1,pp.9-43, 518号,1994.3,pp.57-87, 522号,1994.7,pp.25-55.

(38) 『シュピーゲル』(2004年と2006年)、『フォーカス』(2007年)、『研究と教育』(Forschung & Lehre)(2008年)、『若者向けキャリアレ』(Junge Karriere)(2008年)、『フランクフルター・アルゲマイネ大学新聞』(FAZ-Hochschulanzeiger)(2006年)、『フィナンシャル・タイムズ』(2008年)などの雑誌が「大学のランキング」を掲載している。著名な私立大学は、こうした大学ランキングの上位に位置している。たとえば、フレンダー企業経営学術大学(WHU)は、これらの大学ランキングでいずれもトップクラスに位置付けられている(<<http://www.whu.edu/cms/index.php?id=408>>).

(39) 大学開発センター(CHE: Centrum für Hochschulentwicklung)は、1994年にベルテルスマン財団とドイツ大学学長会議により共同で設置された非営利機関である。

(40) ランキングの構想、データ収集、評価についてはCHEが、それらの出版、販売等は『ディ・ツァイト』が行っている。CHE(<<http://www.che.de/cms/>>)、『ディ・ツァイト』(<[www.zeit.de/hochschulranking](http://www.zeit.de/hochschulranking)>)のそれぞれのホームページを参照。

表7 大学のランキング (CHE 調査：法学)

[凡例] トップグループ 下位グループ 中位グループ (改善がみられる) 中位グループ  
 トップグループ (改善がみられる) 下位グループ (下降している) 中位グループ (下降している) ランクに入っていない

	学習状況全般	カウンセリング	学習設備 (図書館)	第三者資金	研究の評判
アウクスブルク					
バイロイト					
ベルリン自由					
ベルリン・フンボルト					
ビーレフェルト					
ボッフム					
ボン					
ブレーメン					
ドレスデン工業総合					
デュッセルドルフ					
エアフルト					
エルランゲン・ニュルンベルク					
フランクフルト (アム・マイン)					
ヨーロッパ大学・フランクフルト (アン・デア・オーデル)					
フライブルク					
ギーゼン					
ゲッティンゲン					
グライスヴァルト					
ハレ・ヴィッテンベルク					
ブツェリウス・ロースクール					
ハンブルク (私立)					
ハンブルク (法学部)					
ハンブルク (経済・社会科学部)					
ハノーファー					
ハイデルベルク					
イエーナ					
キール					
ケルン					
コンスタンツ					
ライプツィヒ					
マインツ					
マンハイム					
マルブルク					
ミュンヘン					
ミュンスター					
オルデンブルク					
オスナブリュック					
パッサウ					
ポツダム					
レーゲンスブルク					
ロストック					
ザールブリュッケン					
トリアー					
チュービンゲン					
ヴュルツブルク					

(出典) Der Deutsche Akademische Austauschdienst, *CHE University Ranking, Ranking Overview: Law for Universities*  
 (http://www.daad.de/deutschland/hochschulen/hochschulranking/06543.en.html?module=Hitliste&do=show\_11&esb=5&hstyp=1)

『デイ・ツァイト』(Die Zeit) とそれぞれ連携して、その結果が公表されている<sup>(40)</sup>。

大学の格付けにあたって、CHE は、25 万人の学生と 1 万 5000 人の教授に質問した。その結果と各種データにもとづいて、学習状況全般、学生のサポート体制(ガイダンス、カウンセリングなど)、図書館などの設備、研究資金の調達(民間からの第三者資金)などについて、各大学が評価されている。ただし、順位をつけるのではなく、トップグループ、中位グループ、下位グループの 3 ランクに分類し、それぞれについて前回と比較して「改善がみられる」、「下降している」という評価もあわせて記している。これらの結果は、すべてインターネットで公開しており、学生は、大学を選ぶ基準にすることができるとされている。表 7 は、法学部について一覧にしたものである。

もうひとつ公的なレベルで作成されているものとして、「フンボルト・大学ランキング」が知られている<sup>(41)</sup>。これは、アレクサンダー・フォン・フンボルト財団のフンボルト奨学金を得た外国の研究者がどの大学を留学先に選んだかで順位を付けたものである。2001 年から 2005 年に同財団の奨学金で世界各国から 4,943 名がドイツの大学に籍を置いているが、その内訳をランキングにしてまとめたものが表 8 である。たとえば、バイオ科学、医学などの生命科学分野では、ミュンヘン大学を滞在先として希望する者が一番多かった。この表から、ドイツ

表 8 フンボルト・ランキング  
(生命科学：バイオ科学、医学、農学)

	大学名	奨学金 受給者	受賞者	計
1	ミュンヘン	39	3	42
2	フライブルク	24	8	32
3	チュービンゲン	25	4	29
4	ミュンヘン工業総合 ゲッティンゲン	20 24	6 2	26 26
5	ベルリン・フンボルト	19	6	25
6	ボン	21	2	23
7	ヴュルツブルク	14	8	22
8	ハンブルク ハイデルベルク ホーエンハイム	17 13 19	2 6 19	19 19 19
9	ギーゼン	17	1	18
10	フランクフルト・アム・マイン	13	4	17
11	マールブルク ミュンスター	12 13	2 1	14 14
12	ベルリン自由 エルランゲン・ニュルンベルク キール ケルン	10 12 11 9	3 1 2 4	13 13 13 13

(出典) „Das Humboldt-Ranking.“ *Annual Report 2005*  
([http://www.avh.de/de/aktuelles/presse/doc/2006\\_ranking72.pdf](http://www.avh.de/de/aktuelles/presse/doc/2006_ranking72.pdf))

のどの大学が世界的に魅力ある大学と見られているかを窺うことができるとされている。

以上ドイツの大学ランキングを見てきたが、近年 EU レベルでも、大学のランキングには大きな関心が払われている。欧州委員会の作業グループがまとめた報告書のなかでも、「世界の大学ランキング」についての言及が見られる<sup>(42)</sup>。そのなかで、現在、世界の大学ランキングとしてもっともよく知られた「上海交通大学作成ランキング」(ARWU)<sup>(43)</sup>と「タイムズ高等教育版ランキング」(THES)<sup>(44)</sup>が言及されて

(41) Humboldt-Ranking: Die international attraktivsten Universitäten Deutschlands 24. Mai 2006, Nr. 11/2006.  
(<http://www.humboldt-foundation.de/web/7514.html>)

(42) Commission of the European Communities, Commission staff working document, *Progress Towards the Lisbon Objectives in Education and Training Indicators and benchmarks 2008*, p.70. ([http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/progress08/report\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/progress08/report_en.pdf))

(43) ARWU は、以下の指標にもとづいて作成されている。研究のアウトプット(過去 4 年間に『Nature』誌と『Science』誌に掲載された論文数: 20%、学術文献データベースである SCI-EXPANDED、SSCI に収録された論文数: 20%)、教育の質(ノーベル賞、フィールズ賞を受賞した卒業生の数: 10%)、教員の質(ノーベル賞、フィールズ賞を受賞した教員の数: 20%、論文の引用頻度: 20%)、以上の得点を教員数で割った教員 1 人あたり数値: 10%。

(44) THES は、以下の指標にもとづいて作成されている。学部の質(同業研究者によるピアレビュー: 40%)、研究の質(論文の引用頻度: 20%)、卒業生の質(卒業生を採用する経営者の評価: 10%)、学習環境(教員 1 人あたりの学生数: 20%)、国際性(外国人スタッフの割合: 5%、外国人学生の割合: 5%)。

表9 世界の大学ランキング

国名	上海交通大学作成ランキング (ARWU)			タイムズ高等教育版 (THES)
	トップ500大学の数	学生10万人あたりのトップ500大学数	トップ100大学の数	トップ100大学の数
EU-27	197	1.05	29	34
ベルギー	7	1.77	0	1
ブルガリア	0	0	0	0
チェコ	1	0.30	0	0
デンマーク	4	1.75	1	1
ドイツ	41	1.79	6	3
エストニア	0	0	0	0
アイルランド	3	1.61	0	1
ギリシャ	2	0.31	0	0
スペイン	9	0.50	0	0
フランス	23	1.04	4	2
イタリア	23	1.13	0	0
キプロス	0	0	0	0
ラトビア	0	0	0	0
リトアニア	0	0	0	0
ルクセンブルク	0	0	0	0
ハンガリー	2	0.46	0	0
マルタ	0	0	0	0
オランダ	12	2.07	2	4
オーストリア	7	2.77	0	1
ポーランド	2	0.09	0	0
ポルトガル	2	0.54	0	0
ルーマニア	0	0	0	0
スロベニア	1	0.87	0	0
スロバキア	0	0	0	0
フィンランド	5	1.62	1	1
スウェーデン	11	2.60	4	1
英国	42	1.80	11	19
クロアチア	0	0	0	0
マケドニア	0	0	0	0
トルコ	1	0.04	0	0
アイスランド	0	0	0	0
リヒテンシュタイン	0	0	0	0
ノルウェー	4	1.86	1	0
日本	32	0.78	6	4
米国	166	0.95	54	37
中国	25	0.11	0	3
インド	2	0.02	0	0
ロシア	2	0.02	1	0

(出典) Commission of the European Communities, Commission staff working document, *Progress Towards the Lisbon Objectives in Education and Training Indicators and benchmarks 2008*, p.70.  
[http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/progress08/report\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/education/policies/2010/doc/progress08/report_en.pdf)

いる。

上海交通大学作成ランキングでは、トップ500大学のなかにEU諸国は197校が入っている(そのうちドイツは41校となっている)。ただし、1校もそのなかに入っていないEU諸国も相当数存在する。なお日本は32大学、アメリカ166大学となっている<sup>(45)</sup>。トップ100大学で見ると、アメリカは54校、EUは29校、日本は6校がそのなかに入っている(表9を参照)。

一方、THESランキングには、トップ100大学の中にEU諸国は34校が名前を連ねている(そのうち英国が19校、ドイツは3校)。アメリカは37校、日本は4校となっている(表9を参照)。

こうした国際的な世界の大学ランキングが作成されるなかで、ランキングの方法の改善をはかるため、2006年5月、国際ランキング専門家グループ(IREG)により「高等教育機関のランキングに関するベルリン原則」(Berlin Principles on Ranking of Higher Education Institutions)が採択されている<sup>(46)</sup>。

## おわりに

以上、ボローニャ・プロセスの進展状況とドイツの大学の最近の改革動向について見てきた。そのなかから大きな流れとして、ヨーロッパの大学も、わが国において見られるのと同じような方向性のなかで、改革が進行しているようにも見て取ることができよう<sup>(47)</sup>。

では、その方向性は何かと言えば、まず「グローバル化」ということが挙げられよう。経済のグローバル化は、世界的な競争を生み出し、自由な市場経済のなかに大学も組み込まれるようになった。グローバル化にともなう自由主義的な市場経済の考え方が、大学改革の方向性に大きな影響を与えることになった。

次に、「制度の共通化」が進展していると言えよう。国際機関によるさまざまな協定の採択、批准により、それにもとづいて国内法的な措置がとられる時代になった。グローバル化という国際的な連関のなかで、ドイツに固有のものがヨーロッパ共通のものへ、さらには世界共通のものへと移行していく様子がうかがえる。教育の面で見れば、WTO(世界貿易機関)のサービス貿易交渉において、教育サービスの自由化に関する交渉が行われている。国境を超えて提供される高等教育の質保証、アクレディテーション、資格の認定に関しても、OECD(経済協力開発機構)、ユネスコと協力など、いずれもグローバル化と並行した「制度の共通化」が進められている<sup>(48)</sup>。

さらに言えば、こうした「グローバル化」あるいは「制度の共通化」は、現実的には「アメリカ化」に向かっているようにも思われる。自由な市場経済の推進とあいまって、アメリカ的な法制度が世界に伝播している。それはまたヨーロッパの大学改革へも波及しているのではなかろうか。

ヨーロッパでは、大きな潮流としては「ひ

(45) アメリカは166校がトップ500大学に入っているが、学生10万人あたりのトップ500大学の数で言うと「0.95」となり、オーストリアの「2.77」、スウェーデンが「2.60」などと比較して低い数値となっている(たとえばオーストリアは、学生数25万3000人で、トップ500大学に入っている大学は7校あり、これを学生10万人あたりに換算すると2.7校となる)。ドイツは「1.79」となっている。

(46) ベルリン原則については、次のURLを参照。(http://www.che.de/downloads/Berlin\_Principles\_IREG\_534.pdf) IREGは、2004年にユネスコヨーロッパ高等教育センター(UNESCO European Centre for Higher Education(UNESCO-CEPES))とワシントンの高等教育研究所(Institute of Higher Education Policy in Washington)により設置された。

(47) 廣渡清吾教授は、現代世界における「法と社会の変化」を、①法のグローバル化、②法の共通化、③法のアメリカ化として捉えている。廣渡清吾『市民社会と法』放送大学教育振興会、2008、p.200。以下を参照。

(48) 大森不二雄「WTO貿易交渉と高等教育」、米澤彰純「国際的な質保証ネットワークと国際機関の活動」塚原修一編『高等教育市場の国際化』(高等教育シリーズ144)玉川大学出版部、2008.2、pp.69-94、214-226。を参照。



とつヨーロッパ」を視野に置いた一連の高等教育改革が進行している。同時にその方向性と中身について見ると、ヨーロッパの大学も、「評

価」と「競争」を主体とするアメリカ型の大学へと変貌しつつあるように思われる。

(きど ゆたか)